

木島平村ふるさと納税業務委託公募型プロポーザル実施要領

1 業務目的と募集趣旨

木島平村は、ふるさと納税制度を活用し、木島平村へのふるさと納税寄附金（以下「寄附金」という。）を募集しています。

寄附金情報の管理及び返礼品の発注・発送管理業務等を民間事業者に委託することで、ふるさと納税制度の趣旨尊重を前提とした寄附金額の増加や木島平村の魅力発信を図り、地場製品の販路拡大や誘客促進など地域経済の活性化に寄与することを目的とします。

なお、募集及び選定は、公募型プロポーザル方式により行い、応募事業者からの提案書類等を総合的に評価して、契約締結候補者を決定します。

2 業務概要

- (1) 名称 木島平村ふるさと納税に係る業務委託
- (2) 業務内容 木島平村ふるさと納税業務委託仕様書のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
- (4) 業務履行期間 契約締結日から令和9年3月31日まで
ただし、契約締結日から令和6年5月31日までは準備期間とし、この間の委託料は発生しません。
- (5) 契約上限額
 - ア 事務委託料：寄附金額の5%以内(消費税及び地方消費税の額を除く。)
 - イ 返礼品調達費及び返礼品配送料：実費
 - ウ 書類等の送料：実費
 - エ ワンストップ特例申請受付等に係る費用：280円/件(消費税及び地方消費税の額を除く。)
※ただし、電子申請(オンラインワンストップ)の受付等に係る費用は、150円/件(消費税及び地方消費税の額を除く。)
 - オ 返礼品代金の振込手数料：実費

3 参加資格要件

公告の日において、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項又は木島平村財務規則(昭和40年規則第1号)第104条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。
- (2) 公告の日において、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく会社更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく

再生手続開始の申立てをしている者ではないこと。

- (3) 木島平村暴力団排除条例(平成24年条例第15号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第6条第1項に規定する暴力団関係者でないこと。
- (4) 木島平村建設工事等入札参加資格者に係る入札参加停止等措置要綱(平成26年訓令第9号)の規定による指名停止処分を受けていないこと。
- (5) 国及び他の地方公共団体において指名停止措置を受けていないこと。
- (6) 木島平村の入札参加資格を有していない場合は、国税及び地方税に滞納がなく、社会保険等に加入していること。

4 失格要件

次のいずれかに該当した場合は失格とする。

- (1) 公告の日から契約締結候補者決定までの期間に、参加資格要件を満たさなくなった場合
- (2) 提出書類が期限内に提出されない場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした場合
- (4) 契約上限額(事務委託料の提案率、ワンストップ特例申請受付等に係る費用)を超える場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合

5 仕様書等関係書類

木島平村公式ウェブサイトからダウンロードしてください。

https://www.vill.kijimadaira.lg.jp/_preview/0001/articles/2024011800044/preview/13537/

6 質問の受付及び回答

本案件の内容について疑義のある場合は、次のとおり質問を受け付けます。

項目	内容
提出方法	次のとおり電子メールで提出すること。なお、提出時には別途電話によりメールの受信確認を行うこと。 (1) 件名 プロポーザル質問書(事業者名) (2) 送信形式 テキスト形式 (3) 質問 質問書(様式6)をメールに添付 (4) 送信先 furusatouzei@vill.kijimadaira.lg.jp
提出期限	令和6年2月7日(水)
回答方法	「5 仕様書等関係書類」に記載した木島平村公式ウェブサイトに掲載する。

回答日	令和6年2月9日（金）
-----	-------------

7 参加表明書提出の手続き

本案件に参加する場合は、次のとおり書類を提出してください。

項目	内容
提出書類及び部数	(1) 参加表明書（様式1）1部 (2) 添付書類（各1部） ア 会社概要（事業活動のわかるパンフレット等） イ 法人全部事項証明書 ウ 印鑑証明書 エ 納税証明書 ※発行日から3か月以内、写し可 （木島平村の入札参加資格を有している場合は省略可） (ア) 法人税、消費税及び地方消費税に未納がない証明書（納税証明書その3の3） (イ) 木島平村税に滞納がない証明書 ※木島平村に納税義務がある場合に限る。 オ 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）の写し ※直近事業3年度分 カ 前記に掲げる書類のほか必要と認めるもの (3) 誓約書（様式2）1部
提出期限	令和6年2月14日（水）正午（必着）
提出先	木島平村 産業企画室産業企画係（「14 担当部署」）
提出方法	(1) 持参の場合には、受付時間は午前9時～午後5時とする。（土・日・祝日を除く） (2) 郵送の場合には、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

- (1) 参加表明書の提出後に本案件への参加を辞退する場合は、参加辞退届（様式3）を提出してください。
- (2) 参加資格審査の結果は、参加表明書を提出した事業者に対して、参加表明書記載の電子メールアドレス宛に通知します。

8 提案書類提出の手続き

次のとおり提案書類を提出してください。

項目	内容
提出書類及び部数	(1) 提案書類提出書（様式4）1部

部数	(2) 添付書類 ア 提案書 (ア) 様式任意、A4 横、両面印刷、長辺綴じ、ページ番号を付すこと。 (イ) 正本 1 部（社名を記載したもの） 副本 5 部（社名や社名を識別できるロゴ等を一切記載しないもの） イ 提案見積書（様式 5） 1 部
提出期限	令和 6 年 3 月 6 日（水）正午（必着）
提出先	木島平村 産業企画室産業企画係（「14 担当部署」）
提出方法	(1) 持参の場合には、受付時間は午前 9 時～午後 5 時とする。（土・日・祝日を除く） (2) 郵送の場合には、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によること。

(1) 提案書の記載項目について

ア 木島平村ふるさと納税業務委託仕様書に基づき、審査評価表（別紙 1）の各評価項目に沿った内容とすること。

イ 実績・業務遂行体制等

(ア) 他自治体から受託した同様の業務受託実績や成果等

(イ) 本村ふるさと納税が 1 億円を達成するための課題や解決策、令和 8 年度に達成するための各年度の事業計画案等

(ウ) 業務遂行の体制や役割、業務執行能力等

(エ) 個人情報取扱い及び情報セキュリティの確保、不測の事態の対応

ウ 提案見積書（消費税及び地方消費税の額を除く。）

(ア) 事務委託料：寄附金額に乗じる率。

(イ) ワンストップ特例申請の受付等に係る費用：ワンストップ特例申請書、電子申請（オンラインワンストップ）別に、それぞれ区分ごとの受付件数に乗じる 1 件当たりの金額。

(ウ) オプション提案など、上記金額とは別に、本村に負担が発生する経費等については、算出根拠がわかるよう参考事項として付記すること。

イ 新規返礼品を提案すること。

(ア) 提案する返礼品の要件については、関係法令のほか総務省からの通知内容等を遵守の上、提案すること。

(イ) 単に品物を提案するのではなく、寄附獲得に繋がる木島平村ならではの魅力ある返礼品を提案するとともに、新たな返礼開拓の方向性や、創造性のあるアイデアについても記載すること。

- (2) 提案書類はいかなる理由に関わらず返却しません。
- (3) 提案書類の著作権は提案者に帰属しますが、選定に伴う作業に必要な範囲において、木島平村は提案書類を無償で使用、複製を作成することが可能とします。
- (4) 村は、提案者から提出された企画提案書等について、木島平村公文書公開条例（平成 11 年 3 月 17 日条例第 6 号）の規定による請求に基づき、同上条例第 9 条に規定する非公開情報を除き、第三者に開示することができるものとする。
- (5) 提出期間終了後の提案書類の修正または変更は認めません。

9 プレゼンテーション審査の実施

提案者の提案内容、履行能力及び意欲等を評価するため、提案書類の提出があった者を対象にプレゼンテーション審査を実施します。詳細は別途通知します。

項目	内容
日時	令和 6 年 3 月 1 4 日（木） 1 3 : 3 0 ~
場所（予定）	木島平村役場 2 階第三会議室
時間配分	準備 5 分以内 プレゼンテーション 2 0 分以内 質疑応答 1 5 分以内
当日機材	木島平村はプレゼンテーション用に、プロジェクター、HDMI ケーブル、スクリーン、延長コードを用意する。その他提案者が必要とする機材は持参すること。
提案者	本業務にかかわる者をプレゼンターとすること。
その他	(1) 当日の出席者は 3 名以内とする。 (2) 木島平村はプレゼンテーションの内容を録画又は録音する場合がある。 (3) 当日の追加資料の配付は認めない。

10 選定方法等

提案書類及びプレゼンテーションに基づき、審査委員会が審査の上、契約交渉順位を定め、交渉順位第 1 位の提案者を木島平村との契約締結候補者とします。なお、当該提案者の辞退等の理由により契約が締結できない場合は、次順位の交渉順位者を契約締結候補者とします。

(1) 審査及び審査基準

ア 木島平村は、木島平村ふるさと納税業務委託審査委員会を組織し、選

考審査会を開催して、各評価項目につき審査を行う。

- イ 審査結果の合計点が高い提案者から順に、契約交渉順位を定める。
- ウ 最高得点を複数の提案者が獲得した場合は、審査委員長の得点に準じて順位を決定する。
- エ 評価点が基準点（7割）未満の者は失格とし、全参加者が失格となった場合は、改めて募集期間を設けて提案書の提出を求める。
- オ 評価項目
審査評価表（別紙1）のとおり

(2) 審査結果の通知

審査結果はすべての提案者に対して文書で通知しますが、審査経過については公表しません。また、審査結果についての異議申し立ては受け付けません。

(3) 審査結果の公表

契約締結後、「5仕様書等関係書類」に記載した木島平村公式ウェブサイトに掲載します。

11 契約の締結

- (1) 木島平村は交渉順位第1位の提案者と、提示している仕様書及び提案内容をもとに協議を行い、詳細な業務内容を確定した後、その提案者と随意契約を締結します。なお、一定期間内に協議が整わない場合は、交渉順位第2位の提案者と協議を行うものとします。
- (2) 採用提案以外に優れた提案内容があった場合には、その提案者の了解が得られる範囲で、本契約の仕様に反映させることがあります。
- (3) 契約締結に際し提出書類の記載内容に虚偽があった場合、契約を締結しないことがあります。

12 その他留意事項

- (1) 本案件に参加する費用は、すべて参加者の負担とします。
- (2) 提案書類等の作成にあたっては、著作権等第三者の権利に対する侵害しないよう十分留意すること。なお、これらの問題が生じても木島平村は一切の責任を負いません。
- (3) 提出書類のほか追加資料を求められた場合には提出をしてください。
- (4) 本案件において、複数の事業者で構成する共同企業体（JV）での参加は、受け付けません。
- (5) 本要領に記載のない事項については、競争性及び公平性を考慮し、適宜木島平村が判断します。

13 スケジュール

内 容	期 日
実施要領の公告	令和6年1月29日(月)
質問書の提出期限	2月7日(水)
参加表明書の提出期限	2月14日(水) 正午(必着)
参加資格審査結果の通知	2月16日(金)
提案書類の提出期限	3月6日(水) 正午(必着)
プレゼンテーション審査	3月14日(木) 13:30~
審査結果通知の発送	3月15日(金)
契約締結	3月下旬
業務引継・準備期間	3月下旬~5月下旬
新体制による寄附受付開始日	6月1日(土)

※スケジュールは予定であり、変更があり得ることに留意すること。

14 担当部署(問合せ先・提出先)

〒389-2392 長野県下高井郡木島平村大字往郷914番地6

木島平村 産業企画室産業企画係 担当: 福原

TEL: 0269-82-3111 FAX: 0269-82-4121

e-mail: furusatonouzei@vill.kijimadaira.lg.jp

審査項目		評価の着目点	評価	配点	合計
1	業務体制・業務遂行能力	業務を安定的に実施できる人員体制及びスケジュール管理など、適切な業務実施体制が組み込まれているか。		5	
		契約締結日（運用開始予定日）までに、仕様書に定める業務を確実に履行しうる準備体制が確立できるか。		5	
		返礼品提供事業者と密に連携し、返礼品の品質・在庫管理や配送状況などを、適切に管理することが可能か。		10	
2	寄附者対応	寄附者からの問合せ及び苦情（配送トラブル含む。）に対して、迅速な対応が可能か。		5	
3	返礼品開発・返礼品提供事業者との関係構築	返礼品の開発実績やノウハウ等があり、本村の地域特性やふるさと納税市場のトレンドを意識した魅力的な返礼品の企画提案や開発が可能か。		10	
		返礼品提供事業者をサポートし、新たな返礼品の企画や提案を連携して行うことが可能か。		10	
		村内生産者と村内外の加工品業者のマッチングを行い、新たな返礼品の企画や提案が行えるか。		15	
4	サイトの運用・管理	寄附者にとって魅力ある商品ページの作成等、サイトの運用・管理に関する提案がなされているか。		10	
5	PR への取り組み	木島平村の魅力や寄附金額の増額に関するプロモーションについて、その手法や内容が効果の見込める提案かどうか。		15	
6	個人情報保護対策	受託者及び返礼品事業者において、マイナンバーを含む個人情報（寄附者情報・収納情報等）の漏えい、紛失、盗難、改ざん等を防止するために有効性のある対策が講じられているか。		5	
7	提案見積価格	事務委託料率等が提案内容に見合った適切な割合となっているか。		10	
合計				100	

評価点は、各審査項目の配点に5段階の評価に応じた係数を乗じたものを点数とする。評価点は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求める。

【配点×係数＝評価点】

	係数
A：特に優れている	1.00
B：やや優れている	0.80
C：普通	0.60
D：やや劣っている	0.30
E：劣っている	0.00